高 須 台 町 内 会 会 則

第 1 章　　総　　則

（名　　称）

第1条　本会は、高須台町内会と称する。

（目　　的）

第2条　本会は、会員相互の親睦を図り、相互扶助の精神に基づき、町内の生活環境の整備、福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的とする。

（会　　員）

第3条　本会は、次のものをもって組織する。

1. 高須台に居住する住民及び高須台で営業する法人、個人。
2. 町内に隣接する区画に居住し、かつ班編成を構成できる複数の世帯が入会を希望する住民。

（事 務 局）

第4条　本会の事務局は、原則として町内会長宅に置く。

第 2 章　　事　　業

（事　　業）

第5条　本会は、第2条で定める目的を達成するために次の事業を行う。

1. 町内の、美化、防犯・防災及び公衆衛生に関すること。
2. 町民の、親睦等の諸行事、体育の振興による健康増進に関すること。
3. 高齢者の活動及び青少年の健全育成に関すること。
4. 町内各種団体との密接な連携及び活動の助成に関すること。
5. 高須学区諸団体との協力に関すること。
6. その他の目的を達成するための必要な事業に関すること。

（年　　度）

第6条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章　　組　　織

（組　　織）

第7条　本町内会を次のとおり区分する。

（1）各丁目ごとにブロックを設ける。

（2）ブロックの範囲及びその数は世帯数を勘案し、役員会で決定する。
　ただし、1ブロックの世帯数は概ね30世帯をひとつの目安とする。

（3）ブロック内に班を置き、その範囲及び数は役員会で決定する。
　ただし、各班の世帯数は概ね10世帯をひとつの目安とする。

第 4 章　役　員

（役　　員）

第8条　本会に次の役員を置く。

（1）会　　長　　1名
（2）副 会 長　　各丁目毎に1名
（3）事務局長　　1名
（4）会　　計　　1名
（5）監　　査　　2名
（6）ブロック長　　各ブロックに1名
（7）班　　長　　各班に1名

（事 務 局）

第9条　この会に事務局を置き、事務局は書記・庶務・広報等の業務を行なう。

2．事務局は前項の業務を行なうため、会員の中より若干名の事務局員を置く。

3．事務局の必要な事項は別に定める。

（職　　務）

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

（1）会　　長　　会長は本会を代表して会務を総括し、すべての会議の議長となる。
（2）副 会 長　　副会長は会長を補佐し、会長不在時は予め会長が指定した順序で会長の職務を代行する。
（3）事務局長　　事務局長は会長または会長代行の指示に従い、事務局の事務を統括する。
（4）会　　計　　会計は会計業務を行なう。
（5）監　　査　　監査は本会の業務、会計を監査する。
（6）ブロック長　　ブロック長はブロックを代表し、ブロック内の業務を取りまとめる。
（7）班　　長　　班長は班を代表し、班内の業務（町内会費の徴収、文書の回覧または配布、班内の連絡及び取りまとめ等）に従事する。

（選任方法）

第11条 役員は次の方法により選出する。

（1）会　　長　　会長は総会において選出する。
（2）副 会 長　　副会長は原則として会長が各丁目内のブロック長と協議の上、各丁目居住の会員の中から選出する。
ただし、特別な事情が生じた時は、副会長会の決議で選出することができる。
（3）事務局長　　事務局長は会長が会員の名から選出する。
（4）会　　計　　会計は会長が会員の中から選出する。
（5）監　　査　　監査は総会において選出する。
（6）ブロック長　　ブロック長は会長が各ブロックの中から選出する。
（7）班　　長　　班長は各班の中から互選により選出する。

（任　　期）

第12条　役員（1ポスト）の任期は次のとおりとする。

（1）　副会長・事務局長・会計の任期は2年とし、再任を妨げない。
任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。

（2）　ブロック長及び班長の任期は1年とし、再任を妨げない。
任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。

第 5 章　　会　　議

（種　　類）

第13条　会議は、通常総会、臨時総会及び役員会ならびに副会長会とし、いずれもその構成員の半数以上の出席で成立する。

1．通常総会の開催時期は毎事業年度のはじめに会長の招集により開催し、次のことを審議決定する。

（1）　会務、事業及び決算に関する報告ならびに承認。

（2）　会計監査報告。

（3）　事業計画及び予算の承認。

（4）　役員の承認。

（5）　会則の改正。

（6）　その他必要と認めた事項。

2．臨時総会は、役員会で必要と認めた時または会員の3分の2以上の要請があった時、会長がこれを招集する。

3．役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監査、ブロック長によって構成し、各種行事を実行するにあたり、町内の意志統一を必要とする場合及びその他の町内会運営全般について合議決定するするものとし、必要の都度会長が招集する。
また、会長は必要に応じて班長、町内会役員及びその他関係者を招集することができる。

4．副会長会は、会長、副会長、事務局長、会計、監査、事務局員によって構成する。

（1）　副会長会は、毎月1回会長が招集する。
そのほか必要があるときには会長は、臨時会を招集することができる。

（2）　副会長会は、次の事項を審議する。

イ　総会提出議案。

ロ　この会の事業運営に関する具体的事項。

ハ　その他必要な事項。

（議　　決）

第14条　1．会議の議決は、出席者の過半数で決定するものとする。

2．可否同数の場合は、議長が決定する。

3．会議に出席できない者は出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

4．前項の規定により議決権を行使する者は、会議に出席したものとみなす。

第 6 章　　会　　計

（入会金及び会費）

第15条　1．入会金は入会の時、2,000円を納入しなければならない。

2．会費は月額250円とし、半年に一度班長が集め、ブロック長を経由し副会長が会計に納入する。

3．中途入会者は入居月を入会と見なし、会費は月割り計算とする。

4．入会金及び会費の払い戻しはしない。

（経　　費）

第16条　この会の経費は入会金、会費、補助金、助成金、寄付金及び雑収入等をもってこれに充てる。

第 7 章　　雑　　則

（雑　　則）

第17条　会長は、毎年4月1日現在の会員名簿を作成する。

第18条　各ブロック長は会員の移動を会長に報告する。

第19条　本則で定められていない事項については、役員会の決定に一任する。

（附　　則）

この規則は、平成12年2月6日から実施する。

この改定規則は、平成15年4月1日から実施する。

この改定規則は、平成16年4月1日から実施する。

この改定規則は、平成17年4月1日から実施する。

この改定規則は、平成21年4月1日から実施する。

この改定規則は、平成23年4月1日から実施する。

この改定規則は、令和5年4月1日から実施する。